

## 〔自治会費徴収事務〕概要書

### 1、徴集単位並びに金額（2025年4月現在）

1)	一世帯当り	月額	350 円
		年額	4,200 円
2)	新規入会者	(1) 15日以前入会者：当月分より徴収する	
		(2) 16日以降入会者：翌月分より徴収する	
3)	転出等退会者	(※) 退会当月迄徴収し、翌月より徴収月分迄を返戻する	

### 2、会費徴収事務打合せ会議の開催と内容

- 1) 開催日  
(※) 毎年度、6月初旬～7月初旬。
- 2) 徴収方法の説明  
(1) 組長が同組の会員を戸別訪問して徴収する  
(2) 出来る限り「1年分：4,200円」の納入をお願いする  
(3) 会員基本台帳/集金簿・領収書発行等の取り扱い事務説明
- 3) 徴収時に面談して確認する事項の説明  
(1) 全家族数の増加、減少の確認と報告  
(2) 敬老祝い品受給者数及び子どもお祝い品受給者数の増加、減少の確認と報告  
(※) 敬老対象者は、当年9月30日で「満75歳以上」の方の人数、並びにできれば氏名の確認  
(※) 子ども対象者は、来年度で「新小学1年生」の方の人数、並びにできれば氏名の確認  
(3) 支え合い活動の支援等の確認と報告  
(4) 空き家の確認と報告
- 4) 徴収月日と自治会への納入日  
(※) 毎年度同会議にて  
①徴収月日・②徴収金の納入日は、確定指示される
- 5) 会員基本台帳/集金簿 (集金簿バインダーを利用する)  
(※) 組長のチェックリストとしてご活用する